

## 令和3年度宇部市人材確保支援事業費補助金 募集要領

宇部市では、市内中小企業者の人材確保と、大学、専修学校等の卒業予定者、U I J ターン希望者、女性その他の求職者の市内就職を促進することを目的として、市内中小企業者が就職・転職情報サイトを利用する場合等に要する費用等を補助することとしており、以下のとおり募集します。

### 1 補助金の目的

市内中小企業者の人材確保と、大学、専修学校等の卒業予定者、U I J ターン希望者、女性その他の求職者の市内就職の促進を図るため、市内中小企業者が大手就職・転職情報サイトを利用する場合等に要する経費等の一部を補助するものです。

### 2 対象事業者

応募できるのは、以下の要件をすべて満たす市内中小企業者とします。

- (1) 市税に滞納がないこと。
- (2) 市内事業所への採用及び配属を目的としていること。
- (3) 就職・転職情報サイトに会社情報を掲載する事業に応募予定の場合は、過去3年間において、就職・転職情報サイトの利用履歴がないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (8) 国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受けて同種の事業を行う者でないこと。

#### ※用語の定義

##### ・市内中小企業者

中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する者のうち、市内に事業所を有する法人

##### ・就職・転職情報サイト

学生や転職希望者、求職者を対象とした就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイト

**(※ただし、就職・求人情報誌等への掲載契約に付随する情報サイトへの掲載は対象外)**

#### ※過去3年間の利用履歴とは

令和3年度補助金については、2020～2022年卒業予定者向けサイトの利用履歴がなく、申請日から遡って3年間就職・転職情報サイトの利用履歴がない者とする（企業情報のみの無料掲載は除く）

### 3 対象事業及び対象経費

補助金の対象となる事業に要する経費で、以下に掲げるものを対象とします。

なお、申請受付開始前にすでに着手済み（契約済み）のものについては、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	
求人情報発信支援事業	就職・転職情報サイトに会社情報を掲載する事業	新たに就職・転職情報サイトを活用しようとする企業（市内に事業所を有する中小企業に限る。）で、過去3年間に就職情報サイトへの登録実績のない企業	就職・転職情報サイトへ掲載する際の費用（求人情報誌掲載に付随する情報サイト利用等は対象外。）	1 / 2	20万円
	求職者を対象に、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業	県外で開催される合同企業説明会に参加する企業（市内に事業所を有する中小企業に限る。）	合同企業説明会への出展料及び出展時に必要な用品の購入費用もしくはレンタル料（社員の交通費、宿泊費等経費は対象外。）		
	採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業	採用に関するホームページの新規作成や改修を行う企業（市内に事業所を有する中小企業に限る。）	採用に関するホームページの新規作成または改修を専門業者に外注する際の費用		
	Web 説明会・面接ツールの導入を行う事業	Web による会社説明会や採用面接ツールの導入を行う企業（市内に事業所を有する中小企業に限る。）	会社説明会や採用面接を Web で行うための導入費用（必要となる情報通信機器の購入費用等を含む。）（※パソコン、タブレットは対象外）（月額料金制の場合は、補助事業完了月分までを対象とする。）		
働き方改革推進事業	働き方改革、健康経営に関する研修等を行う事業	働き方改革や健康経営を推進するため、経営陣や推進担当部署への研修（個別相談、指導を含む）を実施する企業（市内に事業所を有する中小企業に限る。）	働き方改革や健康経営を推進するため、経営陣や推進担当部署への研修等（1,2 回程度の講習会や個別指導）を実施する際の費用（講師の交通費を含む。）（一般社員向けのみの研修は対象外。）	2 / 3	

就業制度、人事制度の改善、充実を行う事業	就業制度の充実（短時間勤務、有給休暇時間取得等）、および人事制度の充実（人事評価、人材育成制度導入等）を図る企業（市内に事業所を有する中小企業に限る。）	就業制度及び人事制度の充実に向けたコンサルティングを外注する際の費用	2 / 3	20万円
ICT活用による業務改善促進事業	グループウェア、RPAの導入などICTの活用により業務改善を図る企業（市内に事業所を有する中小企業に限る。）	情報共有化、業務効率化のため、グループウェアやRPA等の導入に係る費用（※ハードウェアは対象外。）（月額料金制の場合は、補助事業完了月分までを対象とする。）		
働き方改革、健康経営に関するアドバイザー支援事業	働き方改革や健康経営を推進するため、アドバイザーによる伴走型の支援により、目標の設定及び目標達成に向けた取り組みを行う企業（市内に事業所を有する中小企業に限る。）	働き方改革や健康経営を推進するため、専門家による支援（目標の設定から達成に向けた数か月間に渡る長期的な支援）を受ける際の費用		

※申請が可能な補助事業は、1事業者あたり1補助事業とします。

※採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う事業については、過去に本補助金を利用してホームページを整備、改修した事業者は対象外となります。

#### 4 事業期間

交付決定日から令和4年2月28日までとします。

**※事業の着手（契約）は、交付申請受付後に行っていただくようお願いします。**

#### 5 申請書の提出

(1) 提出書類（各1部）

①人材確保支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

②事業計画書（別紙1）

③収支予算書（別紙2）

④誓約書（別紙3）

⑤法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）（発行日から3か月以内のもの）

- ⑥市税の滞納がないことを証明する納税証明書
- ⑦事業概要がわかる資料
- ⑧見積書

(2) 提出期間

令和3年5月24日(月) ～ 令和3年8月31日(火)

(※期限到来前でも予算がなくなり次第締め切り)

(3) 提出先

下記の提出先に持参または郵送により提出してください。

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 雇用創造課 雇用促進係

## 6 補助金の交付決定

先着順に申請書を受付後、随時申請内容を市で審査し、予算の範囲内で決定します。

なお、同日に郵送等で予算を超える応募があった場合は、採用予定者人数が多い事業者を優先します。

## 7 スケジュール (予定)

申請受付期間【市内中小企業者→市】	令和3年5月24日(月)～8月31日(火)
補助金交付決定【市→補助対象事業者】	申請書受付後随時
補助対象事業の実施【補助対象事業者】	交付申請受付日以降～令和4年2月28日
事業に関する経費の支払い【補助対象事業者→契約先】	令和4年2月28日まで
採用活動の実施【補助対象事業者】	「採用予定人数」に到達するまで または、令和4年2月28日まで
実績報告書の提出【補助対象事業者→市】	令和4年3月11日まで(期限厳守)
採用実績の報告【補助対象事業者→市】	令和4年3月11日まで(期限厳守)
補助金額の確定通知【市→補助対象事業者】	実績報告書提出後
交付請求書の提出【補助対象事業者→市】	補助金額確定通知後
補助金の支払い【市→補助対象事業者】	交付請求書提出後～令和4年4月中旬

## 8 留意事項 (必ずお読みください)

(1) 補助金は、補助事業完了後に実績報告書を提出いただいた後に交付しますので、補助金が支払われるまでの間、立て替えて支払う必要があります。なお、実績報告書は事業完了後もしくは、令和4年3月11日までに提出してください。

(2) 補助対象事業に関する経費の支払いは、必ず実績報告書の提出期限(令和4年3月11日)までに完了してください。経費の支払いが行われていない場合、補助金は支払われません。

(3) 補助対象事業の実施につきましては、来年2月末までとされていますが、補助対象事業における

契約及び支払いが完了し、事業実施後採用者数が、申請時にご記入いただいた「採用予定人数」に到達した場合は、その時点で事業完了となりますので、実績報告書を提出いただくことが可能となります。

(採用予定人数に到達しない場合は、来年2月末まで採用活動を継続してください。)

- (4) 交付決定を受けた後に、経費の配分もしくは内容や金額を変更（軽微な変更は除く。）しようとする場合、または補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、事前に所定の申請書により承認を得ていただくこととなりますので、必ず変更契約前にお申し出ください。
- (5) 補助事業に係る経理書類は、補助金の交付後5年間保存してください。
- (6) 不採択となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用や契約解除に伴う違約金等につきましては、申請者の負担となりますのでご了承ください。

宇部市 商工水産部 雇用創造課 雇用促進係 電話 0836-34-8356 FAX 0836-22-6041 e-mail : kgekoyo@city.ube.yamaguchi.jp
---